



毎年、11月は過重労働防止キャンペーンです。長時間労働について重点的に労働基準監督署の監督調査が実施されます。今一度、御社の労働時間の管理状況を再点検をお願いします。

11月は過重労働解消キャンペーンです

社労士法人ミナジン

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

実施事項の一つとして、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督が下記の通り実施されます。

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなどの問題があると考えられる事業場等

イ 重点的に確認する事項

- 時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 厳正な対応

監督指導の結果、重大・悪質な法違反が認められた場合は、送検し、公表します。

36協定の特別条項を締結している事業場で、
80時間を超える時間を協定している事業場は注意が必要です。
労働時間の再点検をお願いします。

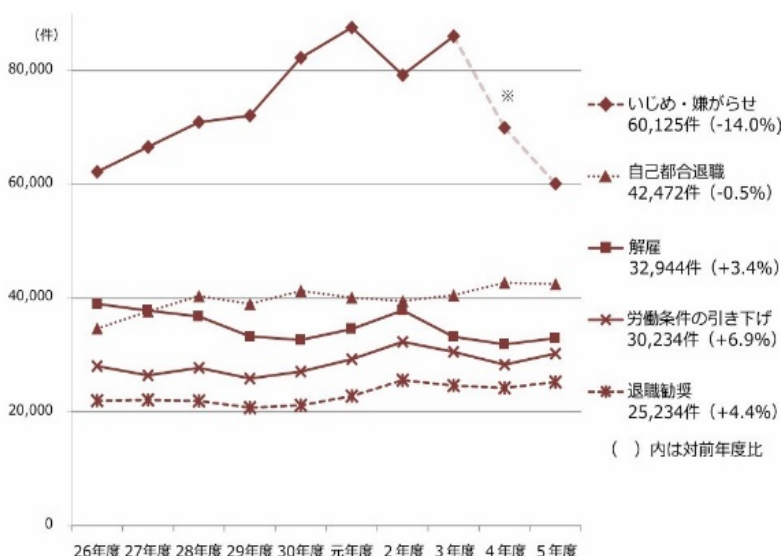
個別労働関係紛争における相談件数“いじめ・嫌がらせ”が12年連続でトップ

厚生労働省から、令和5年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

- 総合労働相談件数は、121万412件で、4年連続で120万件を超え、高止まり。
- 民事上の個別労働関係紛争における相談、あっせんの申請では「いじめ・嫌がらせ」の件数が引き続き最多（下記は、各項目の「いじめ・嫌がらせ」の件数）
 - 民事上の個別労働関係紛争の相談件数では、60,125件（前年度比14.0%減）〔12年連続最多〕
 - ……下記の【図】参照
 - あっせんの申請では、800件（同7.6%減）〔10年連続最多〕

〈補足〉助言・指導の申出では、「いじめ・嫌がらせ」は960件で2番目に多い。

図：民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



※令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、（これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた）同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て（同法に基づく対応となり）別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。

引用：令和5年度個別労働紛争解決制度の施行状況 [PDF]

個別労働関係紛争について、別にパワーハラスメントに関する相談と集計されるものを除いたとしても、「いじめ・嫌がらせ」の件数が多いことは知っておきたいところです。このような状況を見ると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。ハラスメントが起きる前に下記について進めていきましょう。

- ハラスメント防止規程の作成
- 相談窓口設置
- ハラスメント研修の実施
- ハラスメント解決フローの策定
- ハラスメント防止に関する方針作成・周知